

ケアマネジメントサポートネットワーク富山の概要 (戦略イメージ)

(1) 事業者単位の協定でありながらケアマネジャー個人の顔が見える連携

- ・本協定は、ネットワーク設立に関する基本協定と、基本協定加入事業者個々が1対1で締結する個別連携協定とで成り立つ重層構造となっています。基本協定も個別連携協定も主体は原則として事業者（多くの場合法人）となります。しかし、個別連携協定を具体化する段階で個々のケアマネジャー同士がお互いに副ケアマネジャーとなるしくみを採用することによって、ケアマネジャーにとってもサービス利用者・家族にとっても顔が見える（その意味で安心できる）関係づくりを行うことができます。また、事業所対事業所ではなく実質的にケアマネジャー個人同士でつながる方式になるので、事業所の所属ケアマネジャー数の多寡に影響されることなく均等にケア責任を配分することができます。

(2) ピラミッド型ではなくウェブネットワーク型でオープンに

- ・予期せぬ災害やトラブルへの対応はピラミッド型の組織よりもウェブネットワーク型の組織の方が優れていると言われていています。本協定ではピラミッド型組織のような総会や理事会、事務局などを擁する組織形態を採用しませんでした。また、ピラミッド型組織が陥りがちな「えらい人」の支配によるゆがみを生じさせないために、ちょうど町内会の班長のような持ち回りの幹事を1名置くのみとしました。

(3) ハイテク依存ではなく中間技術（intermediate technology）で堅実に

- ・予期せぬ災害やトラブルへの対応は、最先端のハイテクノロジーの方式よりも誰でも扱い慣れている旧来の技術を応用・転用する（「中間技術」と呼ばれます）方式が優れていると言われていています。いざとなったら停電で使えなくなるようなクラウドへの情報集積ではなく、平素からの人間関係の強化と情報の交換、シミュレーションに基づくシンプルかつ堅実な備えでセーフティネットを形成します。

(4) 具体的な連携内容は個別性を重視して

- ・個別連携協定で相手方に求めるニーズは事業所ごとに異なります。一例を挙げれば、事業所によっては山間部の土砂崩れなどで通行止めとなった場合にお互いに通行止めの先にあるサービス利用者宅への対応を融通し合うといった連携が必要なところもあるかもしれませんが、それは協定に参加する全ての事業所にとって必要な連携項目というわけではありません。そこで、基本協定では一切の枠付けを設けず、二者間の個別連携協定の場で連携細目の設定や報酬の設定を自由に行ってもらえるようにしました。
- ・また、個別性という観点では、サービス利用者・家族にも別の意味で個別性があります。個別連携協定の数が多い事業所のケアマネジャーほどより多くの副ケアマネジャー候補を獲得することができますので、サービス利用者・家族の個別性にマッチした副ケアマネジャー候補を提案し易くなります。

(5) 行政単位に縛られない広域サポート

- ・地域のケアマネジメントシステムを支えるためには、広域の災害やトラブルへも対応できなければいけません。行政単位ごとの小さな地域のまとまりでシステムを組んでも、その地域全体が被災してしまったら一巻の終わりなのです。そこで、本協定では距離的に離れた地域の事業者とも個別連携協定でつながることができるようにしました。一例を挙げれば、三角波で海辺の地域全体が高波に沈んで機能不全に陥ってしまっても、その地域から離れたところの事業者のケアマネジャーとの連携が構築されていれば緊急で応援にかけつけてもらえるかもしれません。呉羽山断層を震源とする大地震でふもと一帯が倒壊するようなことがあっても、同様にサポートが得られるかもしれません。基本協定参加事業者の地理的分布が広範であればあるほど、かつ個別連携協定の網の目が細かければ細かいほど地域のケアマネジメントシステムはより強固に守られることになります。
- ・また、広域の災害やトラブルの際に限らず、事業所の所在地とサービス利用者のお住まいの地域が離れている場合などは、平素の備えにおいてもサービス利用者のお住まいの地域のケアマネジャーとの連携があれば安心です。本協定では、市町村をまたいだ事業者間であっても自由に連携関係を構築することができます。

(6) 制度の垣根を超える重層的サポート

- ・日本のケアマネジメント政策は、高齢者、障害者、児童と制度の縦割りで分断されていますが、ケアマネジメントとして行わなければいけないことはひとつしかありません。

したがって、地域のケアマネジメントシステム全体を支えるためには、制度の垣根を越えた重層的なサポートが必要となります。本協定では不十分ながらそれを目指しています。介護保険法上のサービスと障害者総合支援法上のサービスを併用されている方へのケアマネジメントはもとより、いずれかのサービスのみを利用されている方へのサポートについても個別連携協定を結ぶことが可能です。

- ・また、ケアマネジメント政策の国際動向は「セルフケアマネジメントのサポート」へと舵を切りつつあります。自分で自分のケアをマネジメントする人へのサポートもまた地域のケアマネジメントシステムのサポートの内実であると言えますので、本協定では事業者のみならず自分で自分のケアマネジメントを志す人も加入できるようにしました。
- ・セルフケアマネジメントとは、サービス利用者やその家族がケアマネジメントの主人公であるという考えです。そこで、本協定においても、サービス利用者とその家族が主人公であるために必要な代弁機能や苦情処理機能を設けました。具体的には、次の機関のボランティアな協力を得ました。今後協力いただける機関をさらに増やしていきたいと考えています。

(協力機関)

- ・公益社団法人認知症の人と家族の会富山県支部
- ・特定非営利活動法人自立生活支援センター富山

(7) シンプル・イズ・ベスト お金はかけない

- ・本協定は、可能な限り単純なしくみにするよう努めました。また、加入に際して費用は一切かからないようにしました。仮に共同で防災訓練を行ったり講師を呼んで研修を行うということがあったとしても、そのイベントごと参加者の割り勘で清算する予定です。
- ・もっとも、必要最低限の経費として文房具と紙代ぐらいは捻出しなければいけませんので、これは本協定を紹介する原稿を専門誌へ寄稿するなどして得られる原稿料などで賄う計画です。本協定のしくみは他の地域、他の都道府県でも応用が利くものですので、同じようなケアマネジメントサポートネットワークの形成と相互連携を活字で呼びかけていくこともまた本協定の理念の実現を目指す行動と位置づけています。